

株式交換に関する事前開示書類

2020 年 6 月 2 日

株式会社日本創発グループ

2020年6月2日
株式会社日本創発グループ

株式交換に関する事前開示書類

2020年5月26日、当社及び田中産業株式会社（本社：埼玉県さいたま市、代表取締役：田中 裕。以下、「田中産業」といいます。）の二社は、2020年6月23日を効力発生日として当社を株式交換完全親会社、田中産業を株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。本件株式交換に関する事前開示事項は以下のとおりであります。

1 株式交換契約の内容

別紙1のとおりです。

2 交換対価の相当性に関する事項

会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め、交換対価の総数又は総額の相当性及び交換対価として当該種類の財産を選択した理由に関する事項は別紙2のとおりです。

3 株式交換に係る新株予約権の定めに関する事項

株式交換完全子会社である田中産業は新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行しておりません。

4 株式交換完全子会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

株式交換完全子会社である田中産業の最終事業年度（自：2019年1月1日、至：2019年12月31日）に係る計算書類等は、別紙3のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5 株式交換完全親会社に関する事項

(1) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① 株式追加取得による株式会社A Pホールディングスの子会社化

当社は、以下のとおり、当社持分法適用関連会社である株式会社A Pホールディングスの株式を追加取得し、子会社化いたしました。

1. 子会社の名称及び事業内容

子会社の名称	株式会社A Pホールディングス
事業内容	純粋持株会社

2. 株式取得の要旨

(1) 効力発生日等

現金を対価とする株式取得日	2020年1月20日
みなし取得日	2020年3月31日

(2) 本株式取得の方式

現金を対価とする株式取得

(3) 取得株式数

340株（発行済株式に対する割合：21.2%）

② 株式追加取得による新日本工芸株式会社の子会社化

当社は、以下のとおり、新日本工芸株式会社の株式を取得し、子会社化いたしました。

1. 子会社の名称及び事業内容

子会社の名称	新日本工芸株式会社
事業内容	縁起物、授与品の製造・販売

2. 株式取得の要旨

(1) 効力発生日等

現金を対価とする株式取得日	2020年4月13日
みなし取得日	2020年6月30日

(2) 本株式取得の方式

現金を対価とする株式取得

(3) 取得株式数

70株（発行済株式に対する割合：70%）

③ 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

1. 処分の概要

当社は、2020年3月27日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）に係る事項について決議し、2020年4月24日に以下のとおり自己株式を処分いたしました。

a 処分した自己株式の種類	当社普通株式
b 処分した株式の数	303,800株
c 処分価額	1株につき308円
d 処分総額	93,570,400円
e 処分先及びその人数	取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）3名

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年2月13日開催の取締役会において、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲の従来以上の向上を目的として、当社の対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2020年3月27日開催の第5回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象取締役に対して、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を3年間とすること等につき、ご承認をいただいております。

④ 簡易株式交換による株式会社 FIVESTARinteractive の完全子会社化

当社は、2020年5月26日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社 FIVESTARinteractive（以下「FIVESTARinteractive」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換の要旨

（1）本株式交換の日程

株式交換決議取締役会	2020年5月26日
株式交換契約締結	2020年5月26日
株式交換の予定日（効力発生日）	2020年6月23日（予定）

（注）当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により本件株式交換を行う予定です。

（２）本株式交換の方式

当社が株式交換完全親会社、FIVESTARinteractive が株式交換完全子会社となる株式交換により行います。

（３）本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	FIVESTARinteractive (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	125
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：102,000 株（予定）	

（注）本株式交換に係る割当比率及び交付する株式数

FIVESTARinteractive の株式 1 株に対して、当社の株式 125 株を割当て交付します。なお、当社が本株式交換により交付する普通株式は、当社が保有する自己株式 102,000 株を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。また、株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

（４）本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

FIVESTARinteractive は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

⑤ 簡易株式交換による新日本工芸株式会社の完全子会社化

当社は、2020 年 5 月 26 日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、新日本工芸を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換の要旨

（１）本株式交換の日程

株式交換決議取締役会	2020 年 5 月 26 日
株式交換契約締結	2020 年 5 月 26 日
株式交換の予定日（効力発生日）	2020 年 6 月 23 日（予定）

（注）当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により本件株式交換を行う予定です。

（２）本株式交換の方式

当社が株式交換完全親会社、新日本工芸が株式交換完全子会社となる株式交換により行います。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	新日本工芸 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	10,600
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：318,000株（予定）	

（注）本株式交換に係る割当比率及び交付する株式数

新日本工芸の株式1株に対して、当社の株式10,600株を割当て交付します。なお、当社が本株式交換により交付する普通株式は、当社が保有する自己株式318,000株を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。また、株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

新日本工芸は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

⑥ 簡易株式交換による株式会社APホールディングスの完全子会社化

当社は、2020年5月26日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、当社の連結子会社である株式会社APホールディングス（以下、「APホールディングス」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

株式交換決議取締役会	2020年5月26日
株式交換契約締結	2020年5月26日
株式交換の予定日（効力発生日）	2020年6月23日（予定）

（注）当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により本件株式交換を行う予定です。

(2) 本株式交換の方式

当社が株式交換完全親会社、APホールディングスが株式交換完全子会社となる株式交換により行います。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	APホールディングス (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	2,400
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：1,152,000株（予定）	

（注）本株式交換に係る割当比率及び交付する株式数

APホールディングスの株式1株に対して、当社の株式2,400株を割当て交付します。なお、当社が本株式交換により交付する普通株式は、当社が保有する自己株式1,152,000株を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。また、株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

ます。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

A P ホールディングスは新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

6 債務の履行の見込みに関する事項

会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者はいませんので該当事項はありません。

東京都台東区上野三丁目 24 番 6 号

株式会社日本創発グループ

代表取締役社長 藤田 一郎

株式交換契約書

令和2年5月26日

株式会社日本創発グループ

田中産業株式会社

株式交換契約書

株式会社日本創発グループ（以下「甲」という。）および 田中産業株式会社（以下「乙」という。）は、令和 2 年 5 月 26 日付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

甲および乙は、本契約の定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行い、甲は、本件株式交換により乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第 2 条（株式交換完全親会社および株式交換完全子会社の商号および住所）

甲および乙の商号および住所はそれぞれ以下のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社日本創発グループ

住所：東京都台東区上野三丁目 24 番 6 号

乙（株式交換完全子会社）

商号：田中産業株式会社

住所：埼玉県さいたま市中央区本町西四丁目 16 番 15 号

第 3 条（本件株式交換に際して交付する株式およびその割当てに関する事項）

1. 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、甲を除く。）に対し、乙の普通株式に代わる金銭等として、乙の各株主（ただし、甲を除く。）の保有する乙の普通株式の合計数に 55 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本件株式交換に際して、基準時における乙の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、甲を除く。）に対し、その保有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 55 株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従い、乙の各株主に対して割当交付しなければならない甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、甲は会社法第 234 条の規定に従い処理する。

第 4 条（自己株式の消却）

乙は、法令に従い、基準時までには保有することとなる自己株式（本件株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全部を消却する。

第5条（資本金および準備金の額に関する事項）

本件株式交換に際して増加する甲の資本金および準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- （1）増加する資本金の額 0 円
- （2）増加する資本準備金の額 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- （3）増加する利益準備金の額 0 円

第6条（効力発生日）

本件株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和2年6月23日とする。ただし、本件株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲および乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本件株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項および会社法施行規則第197条に定める数以上の株式を有する株主による反対の通知がなされた場合は、甲および乙は協議し合意の上、その対応を決定するものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに株主総会において本契約の承認を求めるものとする。

第8条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲および乙が協議し合意の上、これを行う。

第9条（本件株式交換の条件の変更および本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、甲または乙の財産状態若しくは経営状態または権利義務に重大な変動が生じた場合、本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じまたは明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲および乙は協議し合意の上、本件株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、甲の第7条第1項ただし書に定める場合における会社法第795条第1項による株主総会および乙の第7条第2項に定める株主総会において本契約の承認が受けられない場合または法令等に定められた本件株式交換の実行に必要な関係官庁の承認等が得られない場合は、その効力を失う。

第 11 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲および乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 5 月 26 日

甲 東京都台東区上野三丁目 24 番 6 号
株式会社日本創発グループ
代表取締役 藤田 一郎



乙 埼玉県さいたま市中央区本町西四丁目 16 番 15 号
田中産業株式会社
代表取締役 田中 裕





別紙 2

会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め の相当性に関する事項

本件株式交換における会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての相当性に関して、下記の通り判断いたしました。

1. 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 株式交換に係る割当の内容

当社は、本件株式交換に際して、本件株式交換により当社が田中産業の発行済普通株式（但し、当社が有する田中産業の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における田中産業の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、当社を除く。）に対し、田中産業の普通株式に代わる金銭等として、田中産業の各株主（但し、当社を除く。）の所有する田中産業の普通株式の合計数に 55 を乗じた数の当社の普通株式を交付します。

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	田中産業 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	55
株式交換により交付する株式数	普通株式：2,662,000 株	

(注) 当社は、本件株式交換により、田中産業株式 48,400 株に対して、当社普通株式 2,662,000 株を割当て交付いたしますが、当該割当て交付する当社普通株式は当社が保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定であります。

(2) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

① 算定の基礎

本件株式交換の株式交換比率の公平性及び妥当性を確保するため、当社は独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、株式会社青山財産ネットワークス（以下、「青山財産ネットワークス」といいます。）を株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定いたしました。

青山財産ネットワークスは、上場会社である当社株式については、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行い、一方、田中産業の株式については、将来の事業活動からの収益力に基づく株式価値の算定を行うため、DCF（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー）法による算定を行いました。なお、DCF 法によ

る算定にあたり前提とした田中産業の事業計画は、大幅な増減益を見込んでおりません。

青山財産ネットワークスによる当社株式1株当たりの株式価値を1とした場合の本件株式交換比率の算定結果は、以下のとおりです。

当社	田中産業	株式交換比率
市場株価平均法	D C F 法	46.69 ～ 63.36

なお、市場株価平均法については、最近における当社株式の市場取引状況を勘案の上、2020年5月25日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値平均を採用いたしました。

青山財産ネットワークスは、株式交換比率の算定に際して、各当事者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、各当事者とその関係会社の資産及び負債(偶発債務を含む。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、各当事者の財務予測に関する情報については、各当事者の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。青山財産ネットワークスの株式交換比率の算定は、2020年5月25日現在までの情報と経済条件を前提としたものであります。

②算定の経緯

当社と田中産業は、青山財産ネットワークスによる株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれ両社の財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、両社で慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

③算定機関との関係

青山財産ネットワークスは、当社及び田中産業の関連当事者には該当せず、本件株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

以上から、当社は本件株式交換における交換対価は相当であると判断いたしました。

2. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本件株式交換により、増加する当社の資本金及び準備金の額は、次のとおりです。下

記の資本金及び準備金の額は、当社の財務状況、機動的な資本政策の遂行その他の諸事情を総合的に勘案した上で決定したものであり、相当であると判断いたしました。

(1) 増加する資本金の額 0 円

(2) 増加する資本準備金の額 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額

(3) 増加する利益準備金の額 0 円

以上

第65期

決 算 報 告 書

自 2019年 1月 1日
至 2019年12月31日

田中産業株式会社

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	3,166,537,652	【流動負債】	1,988,892,613
現金及び預金	486,690,974	買掛金	155,957,941
受取手形	612,620,331	短期借入金	1,200,000,000
売掛金	681,570,927	未払金	346,787,963
たな卸資産	177,436,014	未払法人税等	107,588,600
前払費用	12,490,841	未払事業所得税	9,054,700
短期貸付金	372,270,000	未払消費税等	12,182,300
未収入金	21,561,429	未払費用	95,030,811
預け金	804,372,134	預り金	25,218,948
貸倒引当金	△ 3,400,000	賞与引当金	36,600,000
その他流動資産	925,002	その他流動負債	471,350
【固定資産】	3,607,468,214	【固定負債】	950,768,243
(有形固定資産)	3,300,833,714	長期未払金	250,000,000
建物	1,244,888,335	長期割賦未払金	481,078,810
構築物	14,518,338	退職給付引当金	205,849,769
機械装置	826,277,482	資産除去債務	13,839,664
車両運搬具	7,893,877		
工具器具備品	10,084,066	負債合計	2,939,660,856
土地	1,058,699,330	純資産の部	
建設仮勘定	138,472,286	【株主資本】	3,834,345,010
(無形固定資産)	26,952,473	(資本金)	80,000,000
ソフトウェア	8,068,228	(資本剰余金)	1,460,000,000
借地権	15,000,000	資本準備金	741,250,000
電話加入権	634,248	その他資本剰余金	718,750,000
その他無形固定資産	3,249,997	(利益剰余金)	2,294,345,010
(投資その他の資産)	279,682,027	利益準備金	12,500,000
投資有価証券	7,000,000	その他利益剰余金	2,281,845,010
出資金	110,000	特別償却準備金	1,881,637
長期前払費用	16,675,112	別途積立金	430,400,000
長期前払金	3,330,988	繰越利益剰余金	1,849,563,373
繰延税金資産	105,693,558		
敷金及び保証金	20,180,000		
保険積立金	126,692,369		
破産更生債権等	13,645,374		
貸倒引当金	△ 13,645,374		
資産合計	6,774,005,866	純資産合計	3,834,345,010
		負債及び純資産合計	6,774,005,866

損益計算書

(自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)

(単位:円)

科 目	金 額	
高 上 売 入		4,439,032,611
保 育 所 収 入		36,137,270
高 上 売 計		4,475,169,881
原 価		3,376,683,893
総 利 益		1,098,485,988
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		754,447,804
営 業 利 益		344,038,184
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,965,972	
そ の 他 営 業 外 収 益	14,253,107	19,219,079
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,430,022	
そ の 他 営 業 外 費 用	3,531,025	19,961,047
経 常 利 益		343,296,216
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	634,788	
そ の 他 特 別 利 益	218,881,123	219,515,911
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	36,125	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	964,646	
固 定 資 産 除 却 損	913,547	1,914,318
税 引 前 当 期 純 利 益		560,897,809
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	194,416,921	
法 人 税 等 調 整 額	△ 13,563,476	180,853,445
当 期 純 利 益		380,044,364

勘定科目内訳明細

(単位:円)

販売費及び一般管理費	金額
【販売費】	85,608,774
運搬費	82,736,765
広告宣伝費	250,000
販売促進費	2,622,009
【人件費】	472,299,849
役員報酬	22,800,000
給与	272,755,155
通勤手当	5,261,648
賞与	64,427,832
人材派遣費用	5,519,320
退職給付費用	27,150,106
法定福利費	48,627,208
福利厚生費	25,758,580
【経費】	196,539,181
修繕費	1,656,589
事務用品費	601,015
消耗品費	13,674,134
水道光熱費	2,412,302
通信費	3,781,201
旅費交通費	13,192,550
接待交際費	1,758,727
地代家賃	1,013,125
減価償却費	15,982,900
租税公課	32,803,344
保険料	11,648,809
廃液費	414,943
リース料	5,020,451
維持管理費	2,606,215
賃借料	130,600
会議費	602,308
諸会費	1,823,017
新聞図書費	311,057
支払手数料	33,700,242
雑費	3,621,900
求人費	14,634,656
教育訓練費	3,339,362
支払報酬	30,922,534
貸倒引当金繰入額	168,450
繰延資産償却	718,750
販売費及び一般管理費	754,447,804

売上原価	金額
【材料費】	1,183,787,136
期首たな卸高	173,422,718
原材料仕入高	1,187,800,432
合計	1,361,223,150
期末たな卸高	177,436,014
【労務費】	704,925,235
賃金	463,908,082
通勤手当	8,395,769
賞与	104,920,977
人材派遣費	26,367,221
法定福利費	92,809,555
福利厚生費	8,523,631
【経費】	1,487,971,522
外注加工費	601,788,341
修繕費	42,017,544
事務用品費	791,369
消耗品費	153,592,389
水道光熱費	186,977,070
通信費	2,898,302
旅費交通費	809,269
接待交際費	23,149
地代家賃	38,761,346
減価償却費	351,044,119
租税公課	42,974,420
保険料	4,762,299
廃液費	11,139,987
リース料	4,935,576
維持管理費	33,255,405
賃借料	264,000
会議費	168,652
諸会費	100,000
新聞図書費	66,682
支払手数料	2,301,034
雑費	9,158,108
教育訓練費	142,461
売上原価	3,376,683,893

株主資本等変動計算書

(自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)

(単位:円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	80,000,000	347,500,000	325,000,000	672,500,000
当期変動額				
新株の発行	393,750,000	393,750,000		393,750,000
減資による増減	-393,750,000		393,750,000	393,750,000
剰余金の配当				-
当期純利益				-
特別償却準備金の積立				-
特別償却準備金の取崩				-
株主資本以外の項目の 当期変動額				-
当期変動額合計	-	393,750,000	393,750,000	787,500,000
当期末残高	80,000,000	741,250,000	718,750,000	1,460,000,000

	株主資本				
	利益剰余金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
特別償却準備金		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	12,500,000	2,185,219	430,400,000	1,485,655,427	1,930,740,646
当期変動額					
新株の発行					-
減資による増減					-
剰余金の配当				-16,440,000	-16,440,000
当期純利益				380,044,364	380,044,364
特別償却準備金の積立					-
特別償却準備金の取崩		-303,582		303,582	-
株主資本以外の項目の 当期変動額					-
当期変動額合計	-	-303,582	-	363,907,946	363,604,364
当期末残高	12,500,000	1,881,637	430,400,000	1,849,563,373	2,294,345,010

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	-	2,683,240,646	-3,703,859	-3,703,859	2,679,536,787
当期変動額					
新株の発行		787,500,000		-	787,500,000
減資による増減		-		-	-
剰余金の配当		-16,440,000		-	-16,440,000
当期純利益		380,044,364		-	380,044,364
特別償却準備金の積立		-		-	-
特別償却準備金の取崩		-		-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額		-	3,703,859	3,703,859	3,703,859
当期変動額合計	-	1,151,104,364	3,703,859	3,703,859	1,154,808,223
当期末残高	-	3,834,345,010	-	-	3,834,345,010

個別注記表

- 1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ア 時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、
売却原価は移動平均法により算定しています。)
 - イ 時価のないもの
移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法に基づく低価法を採用しています。
- 2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)
及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、
定額法を採用しております。
 - ② 無形固定資産(リース資産を除く)
自社利用のソフトウェアは、利用可能期間(5年)に基づく
定額法を採用しております。
- 3) 引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率
により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、
回収不能見込額を計上しております。
- 4) 収益及び費用の計上基準
収益及び費用は、発生主義により計上しております。
- 5) 株主資本等変動計算書に関する注記
 - ① 当該事業年度の末日における発行済み株式数
2019年12月31日における発行済み株式数の数は、200,000株です。
 - ② 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
2019年3月26日の定時株主総会において、次のとおり決議されました。
配当金の総額 16,440,000円
配当の原資 利益剰余金
一株あたりの配当額 120円
基準日 2018年12月31日
効力発生日 2019年 3月27日
- 6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ① リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引
については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
 - ② 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。
 - ③ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、
換算差額は損益として処理しております。
- 7) 1株当たり当期純利益
2,229円20銭
1株当たり純資産
19,171円72銭
- 8) その他の注記
有形固定資産の減価償却累計額
5,908,344,702円